

新法律トラブルを 斬る

回答
光谷香朱子
弁護士

も多くなりました。
相談者の場合も、言葉の暴力
や身体的暴力を受けており、D
V被害者に当たります。DVは
人が人を傷つける違法な行為で
すから、被害者は加害者に対し
慰謝料を請求できます。また、
夫婦の場合、離婚の原因となり
ます。

ただ、いまだにDVを単なる
夫婦げんかととらえたり、妻の
わがままをたしなめているだけ
でむしろ怒らせた女性が悪い、
などと被害者をさらにおいつめ
る発言がなされたりします。
しかし、DVはいじめ同様、
相手の自尊心を否定し、コント
ロールしようとする一方的な行
為です。対等な立場であるけ
んには夫の暴力について相談でき
ません。どうしたらよいですか。

Q もともと無口な夫は、
もともと無口な夫は、
気に入らないことがある
と、「お前は家事もきちんとで
きないだらしない女だ」「無駄
遣いばかりして駄目なやつだ」
などと言い、舌打ちしたり、部屋
の壁やドアを殴ったりします。
反論すると、髪を引っ張り、頭
をたたかれます。家に居るのが
苦痛で実家に行くと、夫は「甘く
えてばかり」と怒り出します。
両親に心配をかけたくないので、
両親には夫の暴力について相談でき
ません。どうしたらよいですか。

A 主に、夫や恋人から女
性が受けれる身体的・精神
的暴力のことを「ドメスティッ
ク・バイオレンス(DV)」と
言います(言葉の暴力もDVに
当たります)。テレビドラマで
も取り上げられ、耳にする機会
には多いです。

しかし、DV行為はエスカレ
ートしていく危険があり、被害
者自身も追いつめられ逃げ出
る氣力もなくしてしまうおそれが
あります。子どもにとっでも、
緊張感の満ちた家庭で育つこと
は幸せといえるでしょうか。解
決への一步は相談です。まずは
相談してください。



■夫からのDV被害 ■相談が解決への一歩

- 0 DVについての主な相談窓口は、次の通り。
- 女性相談センター・松江（電話 0852・255・8071）
- ▽あすてうす女性相談室・大田（電話 0854・84・5661）
- ▽福祉相談センター・鳥取（電話 0857・217・8633）

◇島根県弁護士会法律相談センター（電話 0852・211・3450、予約受付時間は平日9時～12時、13時～17時）